

えがお  
みんなが笑顔のかがわ

たぶんかきょうせい いっぽぜんしん  
～ 多文化共生へ一歩前進 ～

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
外国籍県民かながわ会議（第6期）最終報告

2010 (へいせい 22) ねん がつ  
2010 (平成22) 年10月

ねん がつ にち  
2010年10月27日

かながわけん ちじ まつざわ しげふみ きま  
神奈川県知事 松沢 成文 様

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ  
外国籍県民かながわ会議  
いいんちよう ちよん ちえうおん  
委員長 鄭 塚源

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
外国籍県民かながわ会議（第6期）最終報告について

ふ かえ がいこくせきけんみん かながわ かいぎ ほつそく ねん つきひ なが  
振り返れば、外国籍県民かながわ会議が発足してから、12年という月日が流れました。  
この間、世界は目まぐるしく変わり、私たちの住む神奈川県もあらゆる面で変化  
があったように感じています。私たち外国籍県民の社会的地位や、与えられ行使でき  
る権利、担うべき役割や責任もずいぶん変わってきました。生活を取り巻く環境を見  
ても、多様な視点が取り入れられ、利便性は高まり、着実に暮らしやすくなっていま  
す。その一方、オールドカマーの抱えている問題が未だに解決されず、ニューカマー  
を取り巻く問題が日に日に深刻になり、また、無知や無関心からくる偏見や差別、マ  
イノリティーや社会的弱者に対する配慮に欠けた状況が根強く残っているのも事実  
ではないでしょうか。

そのような状況の中、12年間県が行ってきた外国籍県民かながわ会議の取組みは、  
私たち外国籍県民にとっては、県政に意見を届けられる大切な場として大変意義深く、  
外国籍県民も共に住みやすい豊かな地域社会をつくる上でも大変素晴らしい取組みだ  
と思っております。心より感謝いたします。

第6期外国籍県民かながわ会議は、10の国や地域の委員19名で構成され、2008年11  
月にスタートしました。運営に当たっては、教育文化と社会生活の2つの部会を設  
置し、提言の検討を進めました。

わたしが第6期としての活動を始めるときにまず考えたのは、第1期から第5期  
までの委員たちが、外国籍県民の目線あるいは一県民としての視点で、どのような  
提言をされてきたのか、ということでした。そして、私たちは、第1期から第5期ま  
での最終報告を振り返る過程を通じ、これまでにまとめられた提言や意見のすべてが  
外国籍県民たちにとってはもちろんのこと、神奈川県という地域社会にとっても、と  
ても切実で大事な問題であると認識いたしました。

その上で、第6期は、現時点での提言の施策化状況も踏まえ、どのような問題  
意識を持ち、どのような角度から提言をまとめていくべきかについて最初に話し合い、  
第5期までの提言を引き続き深めながら「緊急性」と「実現可能性」をキーワードに  
設定いたしました。

2年間で計12回の会議と3回の予備会議を開催し、3度にわたる調査活動を実施し  
ました。この中で、オープン会議（NGOかながわ国際協力会議との共催）やNG  
Oかながわ国際協力会議との合同会議などを開催し、様々な方々から広く意見を伺  
った上で、委員たちで協議を深めてまいりました。

今日、外国籍県民を取り巻く問題や外国籍県民が抱える課題は多岐にわたり、そのすべては反映することができませんでしたが、緊急に取り組んでいただきたい意見を提言としてまとめ、最終報告といたします。提言の緊急性と趣旨を御理解いただき、是非とも施策に反映していただきたいと願っております。

外国籍県民の住みやすい地域社会づくりは、県民のだれもが住みやすい地域社会をつくることと必ず繋がっていると信じています。私たち第6期外国籍県民かながわ会議の委員も、県民皆が豊かで住みやすい地域社会をつくる過程で、個々の役割を果たしていきたいと思います。小さな一歩でも、前進は前進であり、その積み重ねが大きな一歩になると考えます。

このたび報告した第6期の提言が、どんな形であれ県政に反映されることを願ってやみません。

# 目次

ページ

外国籍県民かながわ会議（第6期）最終報告について	1
目次	3
1 知事への提言	5
（1）提言の背景、経緯	5
（2）提言項目一覧	7
（3）教育文化部会からの提言	8
提言の趣旨	8
提言1 就学状況の実態調査について	9
提言2 外国につながる子どもへの外国籍支援者育成システムの導入について	12
提言3 母語教室の設置について	15
提言4 外国人学校への助成及び各種学校認可基準の緩和について	18
（4）社会生活部会からの提言	23
提言の趣旨	23
提言5 総合相談窓口の設置又は検討会の設置について	24
提言6 外国籍県民向けの多言語生活支援手帳について	28
2 提言以外で協議・提案された意見	34
3 会議活動状況	35
4 参考資料	43
（1）県内外国人登録者数の推移	43
（2）外国籍県民かながわ会議設置要綱	46
（3）外国籍県民かながわ会議運営要領	48
（4）外国籍県民かながわ会議傍聴要領	49
5 外国籍県民かながわ会議第6期委員名簿	51



だい 6 き い いん いしょく しき しゅうりょうご まつざわ ち じ ぜんれつちゅうおう きねんさつえい おこな  
第6期委員委嘱式終了後に松沢知事（前列中央）と記念撮影を行った。

# 1 知事への提言

## (1) 提言の背景、経緯

最近の世界的不況は、日本にも大きな影響を及ぼし、日本人のみならず外国籍県民たちの生活も多大な影響を受けました。経済社会が不安定な中で私たち外国籍県民が働き、子どもたちを教育するということはとても難しく、いろいろな問題が派生してきています。第6期の委員一人ひとりのバックグラウンドや生活環境はもちろん違い、持っている問題意識も当然様々でしたが、委員たちからの提案はどれも切実で大事な問題でした。

それでも提言を重点的にまとめていくに当たり、第6期では二つの方向性を出しました。一つは、政治経済的にも不安定な状況が長く続く中、私たちの生活にとってより切実で「緊急性」の高い提言をまとめようという方向性でした。もう一つは、第5期までの提言を振り返る中で、「検討中」や「要請済」という状況が多いことに気づき、第6期では「実現可能性」の高い提言をまとめようという方向性を出しました。また、第5期までの提言の中で施策化状況が「検討中」や「要請済」という提言に関しては、違う角度から再検討するべきではないのかとの意見も多数ありました。

このような方向性を共有した後に、検討に入ったわけですが、必ずしもこの二つの方向性に沿ったものだけが提言にまとめられたわけではありません。今回の最終報告には、細かく「こうしてほしい」という具体的な提言もあれば、母語教室の設置のように大きく必要性を提言したものもあります。しかし、いずれも、私たち外国籍県民が、根本的に自分の身近な問題として困っている問題を「こうならなければならない、こうあってほしい」という純粋な気持ちとして、当事者の声を届けるという自覚をもって、まとめたことを御理解いただきたいと思えます。もちろん、実現可能なことだけを提言するのが、この会議の役割ではないと考えています。当事者として大きな方向性を見据えた中で、具体性や実現可能性の濃淡がある提言をしていくという大きな枠組みは、第1期から第6期まで変わっていないと思えます。

さて、第6期では、教育文化と社会生活の二つの部会に分かれ、議論を深めていきました。教育と生活は分離させて考えられないものではありませんが、効率よく提言をまとめていくには必要だとの思いからです。

部会別に、委員たちの切実な問題意識を素案として文章化し、調査活動や専門家へのヒアリング、オープン会議での会場からの意見聴取などを通じ具体化していきました。また、表現の一つ一つに関しても意見を出し合い、適切かどうかなど、私たちの気持ちと考えがより分かりやすく正確に伝わるように努めてきました。

その過程で私たちは、行政や民間団体が行っている様々な取組みについて知り、当事者としての目線の大切さを感じることができました。また、委員の多様な考え方に對する相互理解の大切さを学ぶことができました。また、議論したものの、提言に至らなかった提案も多くあり、委員たちの思いをすべては汲み取ることができませんでした。これらは提言とは別に「提言以外で協議・提案された意見」としてまとめ

した。

私<sup>わたし</sup>たちは提言<sup>ていげん</sup>をまとめていく中で、外国籍<sup>な</sup>県民<sup>がいこくせきけんみん</sup>を取り巻<sup>と</sup>く問題<sup>ま</sup>、抱<sup>も</sup>えている問題<sup>もんだい</sup>の多<sup>おほ</sup>さと深刻<sup>しんこく</sup>さについて痛感<sup>つうかん</sup>せずにはいられませんでした。当事者<sup>とうじしや</sup>たちの声<sup>こえ</sup>と気持ち<sup>きもち</sup>を届け<sup>とど</sup>、問題<sup>もんだい</sup>を可視化<sup>かしか</sup>することにより施策<sup>しさく</sup>へ繋<sup>つな</sup>げていくこと。それが外国籍<sup>がいこくせきけんみん</sup>県民<sup>す</sup>も住みやすい豊<sup>ゆた</sup>かな地域<sup>ちいきしやかい</sup>社会<sup>うえ</sup>をつくる上で最終<sup>さいしゅう</sup>報告<sup>ほうこく</sup>の果た<sup>は</sup>せる役割<sup>やくわり</sup>なのだと思<sup>おも</sup>っています。

ていげんこうもくいちらん  
(2) 提言項目一覧

ていげん しゅうがくじょうきょう じつたいちょうき  
**提言1 就学状況の実態調査について**

けんぎょうせい きょういくいいんかい しゅうどう がいこくせきじどう せいと しゅうがくじょうきょう  
県行政（教育委員会）の主導により、外国籍児童・生徒の就学状況の  
じつたいちょうき おこな ふしゅうがく ふとうこう じどう せいと たい しえんたいさく こう  
実態調査を行い、不就学や不登校の児童・生徒に対する支援対策を講ずる。

ていげん がいこく こ がいこくせきしえんしやいくせい どうにゆう  
**提言2 外国につながる子どもへの外国籍支援者育成システムの導入につ  
いて**

がいこく こ がいこくせきしえんしや ひ いくせい  
外国につながる子どもへの外国籍支援者（非ボランティア）の育成システム  
をどうにゆうする。また、いくせい どうにゆう あ がいこくせきとうじしや してん  
を導入する。また、育成システムの導入に当たっては、外国籍当事者の視点  
を取り入れる。

ていげん ぼ ごきょうしつ せっち  
**提言3 母語教室の設置について**

がいこく こ みずか ぶんか ことぼ けいしゅう まな  
外国につながる子どもたちが自らの文化や言葉を継承するための「学びの  
場」や「母語教室」を、「国際教室」や国際交流ラウンジ等に設置する。

ていげん がいこくじんがっこう じよせいおま かくしゅがっこうにんかきじゅん かんわ  
**提言4 外国人学校への助成及び各種学校認可基準の緩和について**

とくていこうえきぞうしんほうじん にんてい していきふきん せいせいじょう ゆうぐうそちたいしゅう  
「特定公益増進法人」の認定や「指定寄付金」の税制上の優遇措置対象な  
どにみられる外国人学校にかかわる制度的な差別を是正するよう、県は引き続  
きくにたい ようせい おこな  
き国に対して要請を行う。

むにんか がいこくじんがっこう と ま こんなん じょうきょう かいぜん む さら けん  
また、無認可の外国人学校を取り巻く困難な状況の改善に向けて、更に県  
かくしゅがっこうにんかきじゅん かんわ けんどうかい せっち  
の各種学校認可基準を緩和するための検討会を設置する。

ていげん そうごうそうだんまどぐち せっちまた けんどうかい せっち  
**提言5 総合相談窓口の設置又は検討会の設置について**

がいこくせきけんみん こま すこ はや もんだいかいけつ ちか たんいつ  
外国籍県民が困ったときに少しでも早く問題解決に近づけるよう、単一の  
ばんごう でんわ か てきせつ そうだんまどぐち じどうおんせい あんない がいこくせきけんみん  
番号に電話を掛けると適切な相談窓口を自動音声で案内する「外国籍県民のた  
め

の総合相談窓口」を設置（提供）する。  
また きのうてき そうごうそうだんまどぐち しく  
又は、より機能的な総合相談窓口づくりやワンストップサービスの仕組みづ  
くりのため、がいこくせきけんみん ふく けんどうかい せっち  
くりのため、外国籍県民を含めた検討会を設置する。

ていげん がいこくせきけんみん む たげん ごせいかつしえんてちょう  
**提言6 外国籍県民向けの多言語生活支援手帳について**

にほんご ふじゅう がいこくせきけんみん じかん た やくだ せいかつしえんじょうほう  
日本語が不自由な外国籍県民のために、時間が経っても役立つ生活支援情報  
を、たげんご さくせい けいたい てちょう けいしき がいこくせきけんみん はいふ  
を、多言語で作成し、携帯できる手帳の形式で、すべての外国籍県民に配布す  
る。



### (3) 教育文化部会からの提言

#### 【提言の趣旨】

教育文化部会では、外国につながる子どもたちを巡る教育問題について様々なテーマを協議してきました。

中でも、経済不況のあおりをまともに受けている外国籍労働者の子どもたちの生活環境の悪化による不就学の状況が多く報告されていることを受け、緊急性の高いものとして「就学状況の実態調査」を早急に行うことを提言に盛り込みました。

また、県内で行われている外国につながる子どもたちに対する多様な支援や取り組みを知る中で、子どもたちが本当に自分たちの「居場所」を求めていることや彼らの心にもっと寄り添う努力を周囲の大人たちがすることが大切であることを確認しました。

教育文化部会では、過去5期にわたって当部会から出された提言を見直してきましたが、実際施策に繋がったものが少ないことを踏まえ、内容をより一層工夫した提言にするよう協議しました。また、母語や母文化の継承の問題については、その必要性を十分に探りながら具体的な実施に向けて協議を重ねてきました。

部会の調査活動としては、かながわコミュニティカレッジ「外国につながる子どもの学習支援者養成講座」の視察を行いました。

また、今期の提言の中には、委員個人の日々の活動実績を踏まえた上で提案され、部会で協議していった結果、提言に結びついたものもあります。外国につながる子どもたちへの外国籍支援者の育成システムを提案した委員は、今年度（2010年度）の文化庁からの委託事業として、相模原市内で外国につながる子どものためのバイリンガル指導者養成講座の実施に取り組んでいましたが、提言の検討の際にはその状況を共有しながら、協議を進めることができました。また、海老名インターナショナルスクールなどの外国人学校を訪問した委員や、国際交流ラウンジ内の日本語教室でアンケートを実施した委員からの情報は、外国人学校への支援や母語教室の設置についての協議や提言作成に役立てられました。

このように、今期は、NGOかながわ国際協力会議との合同作業、またオープン会議で寄せられた貴重な意見と同時に、多方面の教育現場からの当事者の声などを参考にしながら、4つの提言をまとめることができました。

## 提言1 就学状況の実態調査について

県行政（教育委員会）の主導により、外国籍児童・生徒の就学状況の実態調査を行い、不就学や不登校の児童・生徒に対する支援対策を講ずる。

### (理由・背景)

- 外国籍児童・生徒の不就学や不登校については、以前から外国籍県民かながわ会議の大きな問題として認識されている。また、昨今の経済不況の影響により事態はより深刻化し、状況は悪化しているとの外国人学校関係者や支援者たちの報告もある。
- ※ 文部科学省が2009年3月27日に公表したブラジル人学校等の実態調査研究結果（アンケート調査）によると、日本の小学校から高等学校相当のブラジル人学校に通っているブラジル人の子どもの数は、有効回答である58校において2008年12月1日から2009年2月2日の間に34.9パーセント減少した。また、学校に來なくなった理由は、有効回答である42校において「本国に帰国」が42.0パーセント、「公立学校へ転入」が9.3パーセント、「他のブラジル人学校等へ転校」が3.1パーセントであり、「自宅（待機）・不就学等」は34.8パーセントにのぼっている。
- 不登校、不就学の理由には、民族的な風習の違いにより日本の学校になじめない、経済的な理由、学習の遅れ、オーバーステイという事情、本国への帰国を前提にした一時的な来日であること、親への就学に対する情報不足や手続の不慣れなどが挙げられるが、根本的には、日本に住む外国籍住民に対して子どもを就学させる「法的な義務」がないことが大きな原因と考えられる。
- 日本が批准している国連の児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の規定から見ても、マイノリティの子どもたちへの教育の機会確保は国の役割を大いに期待するところである。しかし、現に法整備が進んでいない中で、外国につながる子どもたちの就学を平等保障することは難しいが、一刻も早い対策が求められている。
- 外国籍の子どもが不就学の実態が分からなければ、どのような支援が必要かも分からない。文部科学省は南米出身の日系人等のいわゆるニューカマーが集住する自治体を中心に「外国人の子どもが不就学実態調査」を1県11市で2005年度から2006年度にかけて行ったが、近年は行われていない。また、長野県のNGO団体が行った調査（2008年実施）によると、不就学の児童・生徒の割合が外国籍児童・生徒のうち31.8パーセントという驚くべき数字が出ている。
- ※ 31.8パーセントのうち「母国語教室」へ通う児童・生徒が3分の1いることが

わずかな希望であるが、19.8パーセントの児童・生徒が完全な不就学であると報告されている。

- また、法務省は2010年度中に南米などから来日した日系人らの子どもの就学状況の本格的な調査を始めるとしているが、今回の実施予定の対象は入国管理局に在留期間の更新に訪れた日系人だけということなので、調査の対象とされない児童・生徒が多くいることになる。
- 神奈川県においても、外国籍の子どもの就学状況は分からない状況である。しかし、現在入学適齢期の外国籍の子どもに対しては、自治体から入学案内を出している。また、学校では、毎年度、外国籍の（日本国籍を持っていない）児童・生徒数を文部科学省に報告する手はずになっている。
- したがって、「就学状況」を調査する手段はあるという前提で、外国籍児童・生徒の就学状況調査及びアンケート調査を、特に県教育委員会の主導のもとで行うことを望む。
- 就学状況調査と同時にアンケート調査をすることによって、数字による結果だけでなく不登校・不就学の実態について具体的に分類できるので、支援について対策を講じることにつながる。

[県内の外国籍児童・生徒の就学状況把握のための調査及びアンケート（案）]

## 1 実態調査

A 不就学の児童・生徒の人数 = (6歳から15歳の外国人登録者数) - (国公立の小学校・中学校在籍者数) - (外国人学校在籍者数)

B 日本の学校（国公立の小学校・中学校）又は外国人学校に在籍だが、不登校状況にある外国籍児童・生徒の人数

※学校へのアンケート（不登校の理由）は必須

- ・ 「A」「B」に該当する場合は日本語・学習支援教室、母語教室などへ通っているか否か

※支援教室、母語教室への調査

## 2 支援団体やボランティア（支援教室、母語教室）の活動実態調査

- ・ 運営上の問題
- ・ 児童をとりまく環境
- ・ 援助に対する期待 など

- 3 公立こうりつしょうがっこう小学校・ちゅうがっこう中学校へのアンケート
- ・不登校ふとうこうじどう児童・せいと生徒への対応たいおう
  - ・国際こくさいきょうしつ教室・国際理解こくさいりかいきょうしつ教室・母語ぼごきょうしつ教室への取組みとりくみ
  - ・指導しどうきょういん教員の実態調査、現場じつたいちやうさの声げんばこえ
- 4 不ふしゅうがく就学じどうの児童・せいと生徒の実態調査じつたいちやうさ
- ・不ふしゅうがく就学きかんの期間
  - ・理由りゆう
  - ・日中にちちゅうの過すぎし方かた
  - ・希望きぼうしていること
  - ・就学しゅうがくの情じようほう報うむの有無にほんがっこう（日本の学校、がいこくじんがっこう外国人学校）

## 提言2 外国につながる子どもへの外国籍支援者育成システムの導入について

外国につながる子どもへの外国籍支援者（非ボランティア）の育成システムを導入する。また、育成システムの導入に当たっては、外国籍当事者の視点を取り入れる。

- 教育文化部会が第5期に外国籍児童・生徒教育の専門家である「国際教室の専門家の育成について」を提言した（注1）が、第6期では、その対象を「国際教室の専門家」から「外国籍支援者（非ボランティア）」へと変え、その育成システムの導入を提言する。
- なお、本提言における「外国籍支援者（非ボランティア）」とは「一定の報酬を受け取る代わりに時間を拘束され、外国につながる子どもへの支援に能力や労力を提供する、日本語を母語としない人（外国出身者）」とし、ボランティアは除外する。

### （理由・背景）

- 外国につながる子どもに対する県内の支援体制は、大きく次の4つに分かれていると思われる。

表1 県内における、外国につながる子どもへの支援者体制

- ① 国際教室の担当教員（日本語指導を必要とする外国人児童・生徒5人以上の学校）：小学校、中学校
- ② 各市町村の教育委員会から派遣される日本語巡回講師（日本人）・協力者等（主に外国籍）：小学校、中学校
- ※ 各市町村により名称が異なるが、本提言では日本語巡回講師・協力者と統一する。
- ③ 外国人の受入れ枠のある高校の教育コーディネーター：高校
- ④ ボランティア：地域における外国につながる子ども向けの学習支援団体等

- 日本における外国につながる子どものサポートは、表1の④のボランティアに依存する傾向が強い。しかし、ボランティアに一定の能力や結果を求めるのは困難である。

それゆえ、ボランティアによる量的な支援は増加しているが、質的には目立った効果が得られているとは言いがたい。これらの支援は質の向上に力を注ぐのが望ましい。

- そのためには、子どもの母語がわかる外国籍・日本語非母語話者の活用を考える必要がある。彼らは子どもの母語や母文化のわかることと自らの経験を生かし、子

子どもの心理的な安定や日本へのスムーズな適応に、日本人の支援者だけでは果たせない一定の役割を担うことが可能である。

- しかし、こういった外国籍支援者は次の二つの問題を抱えている。1点目は、人数の問題である。

現在、自分の子どもも以外の外国につながる子どもの支援携わっている多くの外国籍支援者は、表1の②の協力者である。彼らは学校現場に出向き、指導活動を行っている。多少なりの報酬を受け取ることが外国籍支援者の確保につながっていると見える。しかし、こういった支援を受けられる子どもの数と時間は不十分である。
- 多くの子どもは放課後、地域の学習支援団体によって、学校で足りなかった日本語や教科の学習を補っている。しかし、地域の学習支援団体の大半はボランティアによって運営され、そのボランティアのほとんどは日本人である。

外国籍住民の場合、経済的問題や日本語のレベルなどが要因となり、ボランティアへの参加数が少ない。
- 2点目は、質の問題である。外国籍支援者の場合、表1の②の協力者として採用されたとしても、事前トレーニングを受けずに学校現場に投入される場合が多い。しかも彼らは日本で教育を受けていない人が多い。
- このような実態は外国籍支援者側と子ども双方の不安につながる。指導に必要な知識やスキルのないままに学校現場で指導を行う外国籍支援者にとっては、やりがいや充実感を得られにくい。子どもたちにとっても一定の学力増進や心理的安定には役にたつだろうが、体系的かつ長期的な効果は期待できない。
- このような現状を踏まえ、第6期では外国につながる子どもの支援者のなかで、外国籍かつ非ボランティアの支援者の育成システムの導入を提言する。
- 上記の通り、外国籍支援者の場合、指導のため時間や労力が拘束される代わりに、一定の金銭的な報酬が保障されないと人材の確保が難しい。

しかし、日本語指導、母語の継承や伝授、親子の交流の質の向上、安定したアイデンティティの維持に彼らの役割への期待が高まると予想される。よって、外国につながる子どもの増加が見込まれる日本社会にとって、外国籍支援者の育成はこれからの時代に欠かせない支援内容と思われる。
- また、「外国籍住民が持ち込む言語文化を言語資源・社会経済的資源とし、親の母語を継承することが国際貿易や外交の第一線で活躍する人事づくりに役立つという視点」（注2）からすると外国につながる子どもたちに秘められている潜在能力を引き出すには的確な人材が必要である。その役割を担う人材として、外国籍支援者の力は重要である。

- なお、その育成システムの導入に当たっては、外国籍当事者の視点を多く取り入れることを願う。外国につながる子どものニーズに応えるシステムの導入にはその子どもが直面している困難な問題の性質を理解することが必要である。また、その子どもたちがそれらの問題を乗り越えるための効果的な支援策を作り出すのが肝要である。外国籍当事者をシステムの開発段階から多く参加させることが高い有用性のもったシステムに結びつくことを確信する。

注 1 : 外国籍県民かながわ会義 (第 5 期) 最終報告の提言

- 国際教室の専門家の育成について  
外国籍児童・生徒に対する指導を効果的に行うために、国際教室の専門家を育成する具体的な方策を考える検討委員会を発足し、早急な専門家育成を実行する。

注 2 : 日本語教育学会編 (2005年) 「新版 日本語教育辞典」 p1000 大修館書店

### 提言3 母語教室の設置について

外国につながる子どもたちが自らの文化や言葉を継承するための「学びの場」や「母語教室」を、「国際教室」や国際交流ラウンジ等に設置する。

#### (理由・背景)

- 日本語を母語としない子どもたちは、日本に住む以上「生きていくための言葉」として日本語の習得は必要であるが、そんな彼らにとってはマイノリティとしての自信や誇り、民族的アイデンティティを育むことも青少年期の教育として重要である。
- 母語の習得は、マイノリティの子どもたちの成長に大切な自尊心や自信を保持することになり、社会への安心感と豊かな情緒性、意欲を生む。また、失われた家族とのコミュニケーションを築くことができる。家庭内のトラブルを防ぐことは、非行や不就学を防ぐことにつながる。母語を失うことは子どもの生き方を狭めてしまうこともある。
- 日本に来た年齢によっては、母語の習得が不完全な状態で日本語の習得に入ることになる。そうすると、生活言語はある程度できるようになるが、抽象概念を必要とする学習言語や思考言語が未発達のままになるケース（ダブルリミテッド）がある。セミリンガル（母語も日本語もできない）までの酷い状況には至らないとしても、母語や日本語で抽象概念の思考ができない子どもたちは、学習不振をはじめ自我形成も順調にいかないと思われる。
- 現在、世界の人口の20パーセントが民族的マイノリティに属するといわれている。そのほとんどの子どもたちが母語を学ぶ機会を失っている状況である。国連マイノリティ・フォーラムが、居住国が母語教育の場を与えるようにという勧告を出したのも、そのような現状を危惧しているからである。国籍や滞在期間などにかかわらず、民族的、宗教的、文化的な多様性をもって主体的な教育を受けることが保障されなくてはならない。
- 現在、横浜市内にはいくつか母語学習の支援がある。県立高校の中にもいくつかある。県内の小・中学校で行われている外国籍児童・生徒のための「国際教室」でも、学習保障のために母語支援を受けているケースもわずかにあるが、圧倒的に少ない。ただし、対象はどれも来日したばかりの子どもたちであり、長期滞在の子どもは母語を学ぶ機会がほとんどない。また、外国籍児童・生徒がいるすべての学校にこうした国際教室があるわけでない。



○ このような理由から、外国につながる子どもが母語に触れ、自らの文化に誇りをもてるように「母語教室」の設置を提言する。「母語教室」は、外国につながる子どもにとって心の居場所となると同時に、従来の「日本語指導」や「日本への適応教育」の弱いところを把握し、新しい方法で接近する側面をもつであろう。

○ 母語教育は特別な子どもたちへの支援でなく、社会そのものに豊かさを生むものとの認識を持つべきである。そして、多文化共生をめざす神奈川県において、まずは各自治体の国際交流ラウンジやかながわ県民センター、地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）などに「母語教室」の設置を検討してほしい。今後、神奈川県独自の運営システム（指導者の確保や育成）を生み出し、「国際教室」でも継続的な母語支援ができるように望む。

資料 アンケート結果報告

<実施期間> 2009年5月から6月

<実施者> 宮嶋ジャネット委員

<対象> 横浜、横須賀市内の日本語教室に通う外国籍の母親

(国・地域別の内訳)

中国	11人	韓国・朝鮮	5人	フィリピン	30人
タイ	2人	ブラジル	3人	ドミニカ	2人
マレーシア	1人	台湾	1人	コロンビア	1人
アメリカ	1人	ネパール	1人	計	58人

<質問内容> 「母語教室がありましたら、自分の子どもを通わせますか?」

<結果>

①はい 54人

※ 回答の中には、外国人学校に通わせたいが、授業料が高いため経済的に難しいとの声や、母語教室の質に関して疑問の声もあった。

②いいえ 3人

※ 回答の中には、インターナショナルスクールに通わせる予定の人も1人いた。

③無回答 1人

○ アンケートは外国籍の母親の回答だが、ここから本質的な理由・背景が見えてくる。

日本で暮らしていく中で、外国籍の子どもたちが日本語を話せるようになれば何も不自由なことはないはずだと、多くのおおひとはかんがえがちだが、たとえ母国以外の地にす住んだとしても、個人こじんの民族的みんぞくてき、文化的な背景ぶんかてきを絶つことはいけいを決して望んでいないと、いうことだ。まして自分じぶんの子どもこにも母語ぼごを含む母文化ふくぼぶんかの継承けいしょうを望むことのぞはとても当たり前まえのことである。

しかし、県内けんないには学校がっこうや自治体じちたい、ボランティアによる「日本語」や「学習支援がくしゅうしえん教室きょうしつ」はたくさんあるものの、「母語教室ぼごきょうしつ」はほとんどない状況じょうきょうである。

## 提言 4 外国人学校への助成及び各種学校認可基準の緩和について

「特定公益増進法人」の認定や「指定寄付金」の税制上の優遇措置対象などにみられる外国人学校にかかわる制度的な差別を是正するよう、県は引き続き国に対して要請を行う。

また、無認可の外国人学校を取り巻く困難な状況の改善に向けて、更に県の各種学校認可基準を緩和するための検討会を設置する。

### (理由・背景)

- 多くの学校では、その公益性が考慮され、税制上の優遇措置がなされている。法人税なら寄付金の全て又は一部を損金算入の対象にしたり、所得税なら寄附金額のほとんどを控除対象とするなどして納税額を下げられるようにしている。一般の寄附金については「特定公益増進法人」（※1）という制度が、また校舎建設時などについては「指定寄付金」（※2）制度が適用される。
- 各種学校として認可されている神奈川県内の外国人学校は11校（※3）である。しかし、同じ外国人学校であっても、サンモール インターナショナル スクールと横浜インターナショナルスクール以外の学校はこれらの税制上の優遇措置が受けられない状況にある。
- 外国人学校は、学校教育法第1条に規定される学校（いわゆる「一条校」）に比べると公的助成がかなり少ないため、自助運営がきびしい状況である。老朽化した校舎の建替えや教育設備への投資など行うにも、欧米系以外の学校は税制上の優遇措置がないために、実態として大きな負担が課せられる。
- そもそも欧米系の学校だけに税制上の優遇措置があること自体に問題がある。上記の措置は外国人の子どもの学習権確保の観点からではなく、日本政府が経済効果を望んだ優遇措置（注）で、教育の機会均等の精神とは大きく離れるものである。各種学校の中の差別化は更なる困難な事態を生む可能性がある。（注：外国人学校に税制上の優遇措置を適用することについての日本政府の見解は※4に記載した。）
- 外国人学校は、外国につながる子どもたちが様々な理由で通っている。母文化を学び、母語などを身につけ、アイデンティティを保持できる教育の場であり、また日本の学校になじめない子どもたちにとっては「心の居場所」、「学びの場」として、なくてはならない存在意義がある。外国人学校は「不就学」「不登校」へのセーフティネットとなる可能性を含んでいると考えられる。

○ 県内には「各種学校」以外に無認可の外国人学校が数校（※5）あり、ここ数年の間にイスラム系学校、ブラジル人学校、インド人学校などの様々な民族、文化圏の学校が開校している。

○ 以下に「無認可校」の現在の状況を報告する。

#### ケース1 エスコラ・アクアレラ・ブラジル

2008年9月のリーマンショック以降の経済不況は、特に中南米から来た日系人労働者の生活を直撃するものだった。ブラジルをはじめとする多くの中南米の人たちは帰国する傾向にあるが、日本に継続して生活している人たちも経済的な理由から、当校に通っていた子どもたちを日本の学校に編入させるか自宅待機させている。一時は80人ほどいた生徒は30人にまで減ったという。

同時に学校の運営はきびしい状態に陥って、経営は不安定な状況となった。

現在は自宅待機だった子どもたちも少し戻ってきたが、以前の生徒すべてではない。不就学の状態が続いている子どもが数名いると思われる。

#### ケース2 横浜インターナショナル・クリスチャン・アカデミー

創立25年を超える実績ある学校である。卒業生100名近くを国内外に送り出している。生徒の半数以上が日本人であるが、現在の日本の学校の教育内容に不満があったり、公立校で「いじめ」にあうなどした理由から入学した子どももいるとのこと。しかし、校舎の賃貸形態、教育施設が十分でないことなどから、これまで県へ二度の各種学校の認可の相談をしたが、申請には至っていない。

保護者からは通学定期券の学割がないことへの不満が出ている。

#### ケース3 海老名インターナショナル・スクール

2006年に開校したイスラム文化圏の子どもたちの学校である。校舎はなく、モスク（教会）の中を利用している。設立当初は生徒数名だったが、現在は午前の部、午後の部を合わせると100名近い生徒が通う。午後の部の生徒は公立校に通っていて、放課後にイスラム文化とアラビア語を習うためにやってくる子どもたちである。午前の部の子どもたちの中には日本の学校で「いじめ」にあった子やハラールフードの問題で日本の学校に行かなかった子もいるが、多くは親のイスラム教育への期待があるからという。校庭がないために近くの公園を使用したり、生徒数が増えてモスクの中での運営が困難になってきたことから、学校を移転したいと考えている。また、地域との交流や行政との交渉のパイプになってくれる支援者も少ないために役に立つ情報が乏しい状況である。

#### ケース4 インディア・インターナショナル・スクール・イン・ジャパン・ヨコハマ校

2009年4月に開校したインド人のための学校。NPO法人インド・インター

ナショナル・スクール・イン・ジャパンにより運営されている学校であるが、横浜市が、このNPO法人に、廃校になった市内小学校の一部を開校当初から有償で貸付けしている。

これは大変歓迎すべきことである。このようことは以前から教育実績があり、教育の場の確保を困難としている学校へも是非適用されるべきである。適用されれば、校舎の賃貸契約形態が理由で学校認可を受けられない学校（ケース2）や教育の場としての条件に合う移転先を探している学校（ケース3）の運営上の悪循環を防ぎ、子どもたちの学ぶ場を確保し、子どもたちの権利を守ることに繋がる。

- 以上のケースからも、新しい時代と状況にあった新たな外国人学校認可基準を設ける必要性を十分に確認できる。よって関係者（県民局学事振興課、国際課、外国人学校関係者、支援者、支援団体など）による検討会を設置させることを望む。

そして、学校を取り巻く新たな実状と課題を把握した上で、校舎の提供や通学定期券の学割制度など早急に救済すべき問題に、ただちに対処することを望む。

## 参考

### ※1 特定公益増進法人

- 特定公益増進法人とは、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの。（出典：財務省ホームページ「特定公益増進法人一覧」）
- 財務省は、2003年3月31日、所得税法施行規則及び法人税法施行規則を改正し、「初等教育又は中等教育を外国語により施す各種学校」を特定公益増進法人制度の対象に追加し、詳細は文科大臣（文部科学大臣）が財務大臣と協議して定める基準に該当するものとした。そしてこれを受けた形で同日出された文部科学省告示第59号は、特定公益増進法人制度の対象を、「外交」、「公用」、「家族滞在」などの在留資格を持つ子どもにも教育を施すことを目的とし、かつ、欧米系の学校評価機関の認定を受けた各種学校とするものとした。（出典：ホームページ「民族教育の権利事典（税制差別Q&A）」）

### ※2 指定寄附金

- 指定寄附金制度とは公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金のうち、①広く一般に募集されること、②教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であることの2要件を満たすものと認められるものにつき、募金団体の申請により財務大臣が指定した寄附金のことで、1965年4月30日大蔵省告示第154号に定められている。法人なら損金を「全額算入」、個人なら「寄附金額－5千円」が控除となる制度で、法人の損金算入における優遇が「特定公益増進法人」制度よりさらに手厚い。

この制度は一般の学校は勿論、各種学校であっても「敷地、校舎その他附属

設備」に充てるために当該学校法人に対してされる寄附金については、その対象となっており、インターナショナルスクール等は認められている。しかし、朝鮮学校は阪神・淡路大震災時の特例措置を除き、認められていない。(出典：ホームページ「民族教育の権利事典(税制差別Q&A)」)

※3 各種学校かくしゅがっこうの認可にんかを受けたう県内けんないの外国人学校がいこくじんがっこう  
鶴見朝鮮初級学校つるみちょうせんしよきゅうがっこう、ホライゾンジャパンインターナショナルスクールかながわ、神奈川朝鮮中高級学校ちやうせんちゆうこうきゅうがっこう、横浜朝鮮初級学校よこはまちょうせんしよきゅうがっこう、サンモールインターナショナルスクールよこはま、横浜インターナショナルスクールよこはま、横浜中華学院よこはまちゆうかがくいん、横浜山手中華学校よこはまやまてちゆうかがっこう、東京横浜独逸学園とうきやうよこはまどいつがくえん、川崎朝鮮初中級学校かわさきちゆうせんしよちゆうきゅうがっこう、南武朝鮮初級学校なんぶちゆうせんしよきゅうがっこう  
(出典：神奈川県ホームページ「神奈川県私立学校名簿(私立各種学校)」)

※4 外国人学校がいこくじんがっこうに税制上ぜいせいじやうの優遇措置ゆうぐうそちを適用てきやうすることについての日本政府にほんせいふの見解けんかい  
○ 「外国人学校等の各種学校がいこくじんがっこうとうの施設整備等かくしゅがっこうのために募集しせつせいびとうされる寄附金ぼしゆうについては、所得税法第78条第2項第2号きふきん、法人税法第37条第4項第2号等きふきんにより、学校教育法第1条に規定する学校しよとくぜいほうだいの行う教育じやうだいに相当する内容ごうとうの教育ごうとうを行う各種学校がっこうきやういくほうだいで、その運営じやうが法令等きていに従って行われ、かつ、その教育がっこうを行うことについて相当の理由おこながあるものと所轄庁きやういくが認めるものであること等の要件おこなを充たす学校かきしゅがっこうに対する寄附金うんえいであって、当該寄附金ほうれいとうの募集したがにつき財務大臣おこなの承認きやういくを受けた場合に、寄附金控除等おこなの特例措置きやういくがとられているところである。  
この財務大臣おこなの承認おこなは、当該寄附金おこなが公益の増進おこなに寄与するための支出おこな緊急を要するものに充てられることが確実であると認められる場合に限ってなされるものであり、そのような場合以外はこれらの特例措置おこなの対象とはならない。

各種学校かくしゅがっこうに対する寄附金たいでこれまでにこれらの特例措置きふきんの対象とくれいそちとなったものについては、当該各種学校たいしやうが、保護者の用務の都合により我が国に短期間滞在する外国人子女を多く受け入れており、対内直接投資を促進し、海外から優秀な人材を呼び込む上で重要な役割を果たしていると考えられ、その施設整備等が緊急を要するものであると認められたため、当該寄附金たいしやうの募集きふきんについて財務大臣の承認がなされたものである。」(出典：衆議院議員大島令子君提出朝鮮人(韓国籍・朝鮮籍)学校に関する質問に対する答弁書/平成14

(2002)年8月30日内閣衆質154第151号。なお、2010(平成22)年10月1日現在、外国人学校等の各種学校ねんの施設整備等がつのために募集される寄附金にちないかくしゆうしつに係る適用条項は、所得税法第78条第2項第3号、法人税法第37条第4項等だい)

○ 「文部省は、朝鮮学校以外の外国人学校もんぶしやうについて『生徒の大半は日本語が話せない短期滞在者。海外の日本人学校ちやうせんがっこうが受ける保護との相互主義的な考えで便宜を供与している』と説明。『朝鮮学校に通うのは日本で生まれ育ち、日本語が話せる定住者。一条校で教育が受けられるはずだ』としている」/

「吉田和文・文部省国際教育室長の話 健全な日本人を育てるといふ文部省の立場からすれば、朝鮮人同胞を育てるのが目的の朝鮮学校は日本の公益に資するとは思えない。政府として保護することには否定的にならざるを得ない」  
 (出典：1997年8月7日朝日新聞夕刊(大阪版)。下関朝鮮初中級学校の「指定寄附金」適用問題に関して)

- 「文部省国際教育室は『米国やカナダなどのインターナショナルスクール(国際学校)は仕事の都合などで短期滞在する人の子どもが多く、国際交流を進める意味で国にとって公益性が高いと判断し、寄附金制度を認めている。朝鮮人学校はこれとは異なり、日本での永住権を持つ長期滞在者の子どもが多く、国にとって公益性が高いとは認められないため、インターナショナルスクールとは区別している』と話している」(出典：1997年8月12日毎日新聞朝刊。下関朝鮮初中級学校の「指定寄附金」適用問題に関して)

- 「文科省(文部科学省)は寄附金の免税優遇措置を中華学校や朝鮮学校に認めていない。『外資を国内に取り入れるための優遇措置なので、短期滞在者以外の子を受け入れている学校は対象にならない』と担当課は説明する」  
 (出典：2004年5月25日朝日新聞夕刊。横浜山手中華学校の「指定寄附金」適用問題に関して)

※5 各種学校として認可されていない県内の外国人学校  
 横浜インターナショナル・クリスチャン・アカデミー、コレージュ・サル・エル大和校、エスコラ・アクアレラ・ブラジル、インディア・インターナショナル・スクール・イン・ジャパン・ヨコハマ校、海老名インターナショナル・スクールなど

#### (4) 社会生活部会からの提言

##### 【提言の趣旨】

社会生活部会では、外国籍県民が生活する上で必要な情報という点を重視して、協議を進めました。部会で多くの議論をした中から、内容が皆で共有された2つのテーマについて、さらに提言に向けた検討を行いました。

神奈川県内には、医療やすまいのサポート、教育、防災をはじめ、毎日の生活に関する相談など、外国籍県民の支援のための様々な取り組みがあります。しかしながら、多くの外国籍県民は、そのような取り組みがあることが分からない、情報が届いていないのではないかと。情報を1箇所にとどめて利用できるシステムができると、利用されやすくなるのではないかと。外国籍県民の総合相談窓口に関する提言は、このような認識から協議され、まとめられたものです。

また、多言語による生活支援手帳の作成は、私たち外国籍県民のこれまでの経験に基づいて、日本に初めて来る外国籍の人たちが、これから生活をしていく上で必要な基本的な情報を届ける方法、手段として提言したものです。特に、来日して間もない時期に起こりがちな、情報不足による不安感や相談先が分からないことからくる孤立感などが少しでも軽減できればよいと考えました。また、基本的な情報は長く暮らす外国籍県民にとっても役立つものです。このため、生活をする上で役立つ基本的な情報をどうやって外国籍県民に届け、活用してもらおうかについて、皆で意見交換をしながら、まとめました。



## 提言5 総合相談窓口の設置又は検討会の設置について

外国籍県民が困ったときに少しでも早く問題解決に近づけるよう、単一の番号に電話を掛けると適切な相談窓口を自動音声で案内する「外国籍県民のための総合相談窓口」を設置（提供）する。

又は、より機能的な総合相談窓口づくりやワンストップサービスの仕組みづくりのため、外国籍県民を含めた検討会を設置する。

### (理由・背景)

- 県内には多言語で相談を受ける窓口が40箇所以上存在し、対面と電話による相談が行われている。このうち、県が行っている外国籍県民相談窓口における2009（平成21）年度の実績を見ると、相談件数は1,445件で、外国籍県民比率としては0.9パーセントに満たない。また、相談内容は「医療・福祉・年金」（251件）、「仕事・労働」（214件）が3割以上を占め、相談言語としてはポルトガル語、スペイン語が8割弱を占めている。
- 外国籍県民向けの相談窓口はある程度設置されている。相談窓口に関する案内は各自治体のホームページやチラシなどで多言語により多く発信されているが、外国籍県民の目線からは分かりにくく幅広く活用されているとは言いがたい。このため、実際に相談が必要な時に、どこに相談すればいいのか分かりにくいという問題が生じている。
- 外国籍県民の中には、居住地域や言語、相談内容などの問題で、適切な窓口までたどり着けない人が多数いる。県が行っている3箇所（横浜、川崎、県央）の外国籍県民相談窓口の電話にトリオフオン（三者通話電話）機能を導入するなどの改善は見られるが、それ以前の問題として、外国籍県民が困っている内容に応じた相談窓口の情報をすぐに得ることは容易ではない。
- 相談窓口間の連携の幅が狭く、情報の提供や適切な窓口への橋渡しは、相談員個人の力量に大きく左右されている。また、相談窓口の評判は、同じコミュニティの人から口伝えされることが多い。このため、評判の良い相談窓口には、日ごろ受け付けている内容以外にも多数の相談が寄せられてしまう。
- 外国籍県民かながわ会議（第3期）の「外国籍県民のための総合相談窓口設置」の提言では、外国籍県民などによる外国籍県民のための総合相談窓口の設置等が提言されたが、単一の電話番号による案内という内容はなかった。
- 相談者には、高齢者やインターネットができない人も多いが、電話は皆が使える。

このため、<sup>がいこくせきけんみん</sup>外国籍県民にとっては<sup>たんいつ でんわばんごう</sup>単一の電話番号で<sup>できせつ きそん そうだんまどぐち</sup>適切な既存の相談窓口が分かるという<sup>しく こうちく べんり</sup>仕組みを構築すれば便利になる。

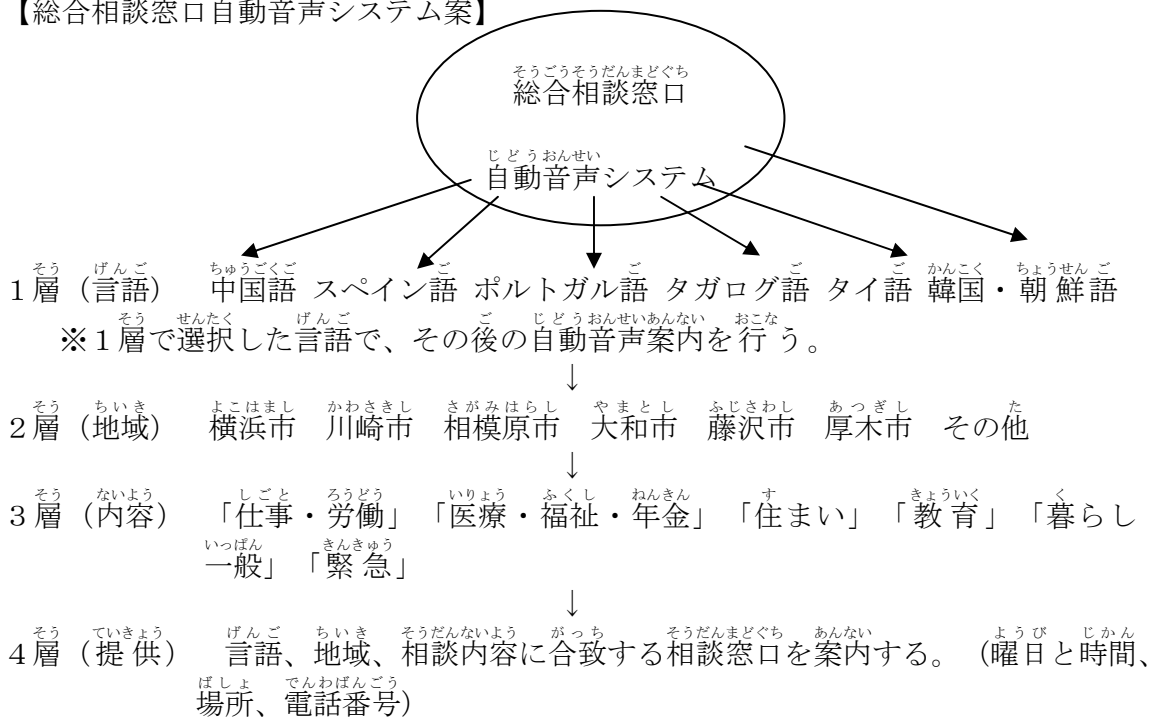
- <sup>いじょう もんだい たいおう</sup>以上のような問題に対応するため、「<sup>そうごうそうだんまどぐち</sup>総合相談窓口」として<sup>といあわ でんわばんごう</sup>問合せの電話番号を<sup>たんいつか きそん そうだんまどぐち</sup>単一化し、そこから<sup>がいこくせきけんみん</sup>既存の相談窓口をつなげることによって、<sup>がいこくせきけんみん</sup>外国籍県民にとって<sup>そうだんまどぐち わ もんだい そうだん がわ う がわ そうだんないよう</sup>相談窓口が分かりにくいという問題と、<sup>かんわ かんが</sup>相談する側と受ける側の相談内容のミスマッチが緩和できると考える。

**(今後、望まれる対応・サポート)**

(1) <sup>そうごうそうだんまどぐち しく</sup>総合相談窓口の仕組み

- <sup>そうだん きほんてき こま にんしき</sup>相談は基本的に困ったときであるとの認識から、<sup>そうごうそうだんまどぐち でんわばんごう</sup>総合相談窓口の電話番号は<sup>たんいつ がいこくせきけんみん しゅうち</sup>単一にし、外国籍県民に周知する。
- <sup>そうごうそうだんまどぐち じかんたいおうかのう じどうおんせいあんない</sup>総合相談窓口は、24時間対応可能な自動音声案内システムとする。<sup>じどうおんせい</sup>自動音声にしたがって<sup>せんたく</sup>選択することで、<sup>げんご そうだんないよう おう きそん そうだんまどぐち あんない</sup>言語や相談内容に応じた既存の相談窓口を案内する。
- <sup>きそん そうだんまどぐち たいおうかのう ようび じかん</sup>既存の相談窓口が対応可能な曜日・時間であれば、そのまま<sup>でんわ じどうてんそう</sup>電話を自動転送する。
- <sup>けんない そうだんまどぐち そうごうそうだんまどぐち かい そうほうこう こうちく</sup>県内の相談窓口は「総合相談窓口」を介して双方向ネットワークを構築する。

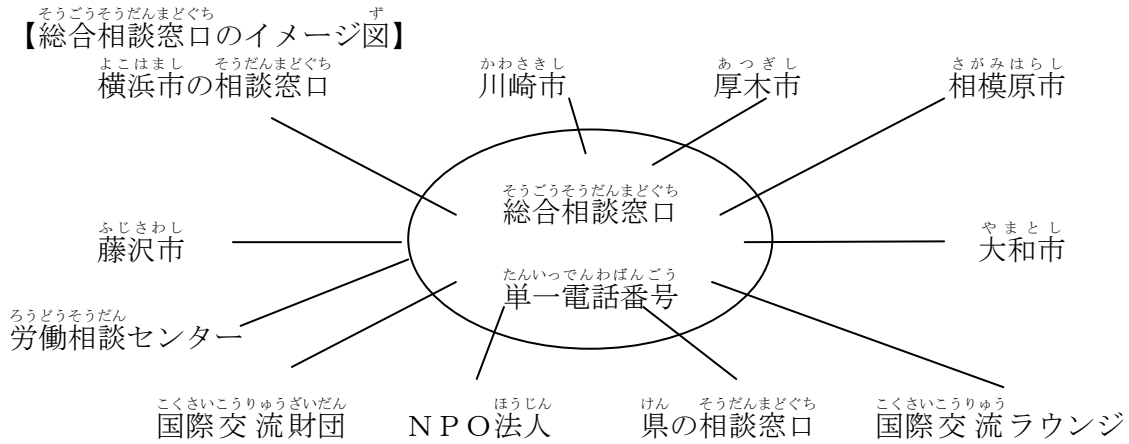
**【総合相談窓口自動音声システム案】**



※4層まで聞き終えた後、案内された相談窓口<sup>そうだんまどぐち</sup>に電話が<sup>でんわ</sup>つながる状態なら、<sup>じょうたい</sup>電話<sup>でんわ</sup>転送もできるようにする。

※4層の案内が終わったら、<sup>そう あんない お</sup>分からなかった人の<sup>わ</sup>ためにもう一度<sup>ひと</sup>繰り返す。

【総合相談窓口のイメージ図】



※相談内容、言語、地域などを考慮した上で、適切な相談窓口へ橋渡しできるように、県内すべての相談窓口が、総合相談窓口を介して双方向ネットワークを構築する。

(2) 総合相談窓口を設置するメリット

- 既存の相談窓口は、電話番号や相談可能な内容がバラバラなので、外国籍県民が困ったときに電話を掛ける番号を総合相談窓口に一本化すれば、外国籍県民には分かりやすいし、周知もしやすい。
- 総合相談窓口の自動音声案内を順に選択していくことで、個々の外国籍県民が必要としている窓口にとどり着けるので効率的である。
- 24時間対応可能なので便利である。
- 自動音声案内の方が、システム構築・人件費・維持費などの経費が、コールセンターより安く済む。
- 既存の窓口が、外国籍県民の要求と合致した形で、より一層活用される可能性がある。

(3) 検討会について

- 上記の総合相談窓口の設置に当たっては、実際に相談者となる外国籍県民の視点や意見が取り入れた方が、より身近な相談窓口づくりの促進につながるし、効率的なシステムが構築できると考えるので、行政や日本人だけではなく、外国籍県民が参加した検討会を立ち上げる必要があると考える。なお、県において、既存の検討会がある場合には、そこに外国籍県民の視点や意見を加えられる仕組みとすることも考えられる。
- 検討会では、上記のような、より機能的な総合相談窓口づくりやワンストップサービスの仕組みづくりを含めた、幅広い外国籍県民への情報提供のやり方などを話し合うことを提案する。

(4) パイロット事業<sup>じぎょう</sup>というやり方<sup>かた</sup>について

- 総合相談窓口<sup>そうごうそうだんまどぐち</sup>（単一電話番号案内<sup>たんいつでんわばんごうあんない</sup>）を神奈川県内全体<sup>かながわけんないぜんたい</sup>に一律<sup>いちりつ</sup>に設置<sup>せっち</sup>することが  
難しい<sup>むずか</sup>場合には、最初<sup>ぼあい</sup>は、パイロット事業<sup>さいしよ</sup>として外国籍<sup>じぎょう</sup>県民<sup>がいこくせきけんみん</sup>が多く<sup>おお</sup>居住<sup>きょじゅう</sup>する  
地域<sup>ちいき</sup>において、提供<sup>ていきょう</sup>言語<sup>げんご</sup>や提供<sup>ていきょう</sup>範囲<sup>はんい</sup>を限定<sup>げんてい</sup>して実施<sup>じっし</sup>することが考え<sup>かんが</sup>られる。

## 提言6 外国籍県民向けの多言語生活支援手帳について

日本語が不自由な外国籍県民のために、時間が経っても役立つ生活支援情報を、多言語で作成し、携帯できる手帳の形式で、すべての外国籍県民に配布する。

### (理由・背景)

- 外国籍県民のうち日本語能力がない又は低い人は、日本語が不自由であるために日本で暮らすに当たって様々な生活上の不便が生じてしまう。この難関を越えるためには、外国籍県民自身の日本語能力の向上と、そのための日本語学習支援の強化が必要である。しかしながら、現実に日本語が不自由な外国籍県民がいる。その人たちは日本で暮らすに当たって様々な問題がおきかねない。このことを踏まえ、社会生活部会では、日本語学習以外の方法による問題解決の方法がないかを検討した。
- 別図「外国籍県民向けの多言語生活支援手帳の検討経緯」に記載したとおり、日本語が不自由な外国籍県民の生活支援のためには、多言語による情報提供が重要であり、世の中には多言語情報が既に発信されている。しかし、ここで問題なのは、多言語情報がそれを必要とする人に行き渡っていないことであると考えた。
- そこで、社会生活部会が調べてみたところ、次のことが分かった。
  - ① 多言語情報・資料は既に様々なものが存在する。
  - ② 多言語情報・資料は公共の施設（市役所、法務省入国管理局など）で入手することができる。
  - ③ 多言語情報・資料は、A4サイズ（30センチメートル×21センチメートル）の薄いパンフレットが多く、渡されても捨てやすい形式のものが多い。
  - ④ 記載されている情報の内容は、作成者（国・県・市・町・村・団体）ごとに異なっており、統一されていない。
  - ⑤ 記載されている情報は、定期的に更新されており、最新版をいつも入手しておかないと、時間経過とともに情報の内容があまり役に立たなくなってしまう。
- 上記①～⑤の問題点を解決するためには、次の4点の実現が必要であると考える。
  - A：時間が経っても役に立つ情報について
  - B：記載内容を、各情報の作成者（国・県・市・町・村・団体）で統一し
  - C：携帯可能で捨てにくい、丈夫で小さな手帳の形式で作成し
  - D：すべての外国籍県民へ配布する

- 上記A～Dを実現するための方法は今後、検討する必要がある。神奈川県にこの検討を依頼したい。

## (今後、望まれる対応・サポート)

より効率的にこの提言を進めてもらうために、次のような提案をする。

- (1) 多言語生活支援手帳に盛り込むべき情報  
手帳に盛り込む必要のある最低限の情報は次のとおり。
- ① 日本での長期滞在に関する情報
  - ② 地域生活や労働の法律に関する情報
  - ③ 外国人相談窓口の電話番号、問合せ方法
  - ④ 社会保険に関する情報
  - ⑤ 公共料金に関する情報
  - ⑥ 緊急時の連絡先、災害・地震対策に関する情報

## (2) 情報別の掲載内容とその理由等

以下に記載した情報は、あくまでも例示であることに留意願いたい。この手帳は、神奈川県だけでなくどの都道府県に住んでも使用できる内容も含んでいるため、曖昧な記載になるのは避けられない。手帳の目的は、日本で生活するに当たり、必要な共通する情報を提供することである。また、多言語で作成することから、情報は極力合理化する必要がある。

<情報①> 日本での長期滞在に関する情報

### ア 掲載内容

外国人登録の方法、在留資格の説明と更新・変更手続方法、すまいの探し方、子どもの教育（学校の入学手続）や日本語習得に関する情報など

### イ 理由等

難民の人を含めて来日する外国人の多くは、日本で長期滞在をするに当たりどのような申請が義務づけられているのかが分からないため、必要な手続を説明する。

また、アパートの探し方（日本語が分かる友人などに同行してもらう）やすまいに関する言葉（敷金、礼金など）の説明をする。住まいを探している外国人が特に注意すべき点を紹介する。外国人だからという根拠で入居を断る不動産店・大家があるので、例えば、「土足で上がったら困る」、「外国人はちょっと困る」、または「ゴミの出し方を知らない人はちょっと困る」のようなことを言われたら、注意が必要。

さらに、長期滞在では、子どもの教育の問題は大きいので、学校の入学手続についての情報が必要。また、長期滞在に有利となる日本語習得については、一般的にどこで勉強できるかという情報を盛り込むのが望ましい。地域によって日本語講座の実施状況は異なるので、簡単に「一般的に地域

の国際交流ラウンジなどで定期的に日本語の講座が行われている」というような情報を想定している。

## <情報②> 地域生活や労働の法律に関する情報

### ア 掲載内容

地域で暮らす時のルール、労働者の権利など

### イ 理由等

初めて異文化の中に暮らす人にとっては「日本ではこのようなことをしてはいけない」と指摘すると教育的な役割が果たせて、役に立つため。また、日本の地域社会の一人として暮らすに当たってどのようなことが期待されているのかを説明する意義があると考える。例えば、近所のゴミ捨て場の掃除、ゴミ収集・分別などに関する大まかな情報があるといいかもしれない。ただし、地域によってルールが違うので、「ゴミは分別しなければならない」など、簡単な記載でもよい。

また、出稼ぎで外国から来ている人も多くいるので、労働の法律を簡単に説明すると役に立つと考える。

例えば、

- ① 国籍を理由にして雇用を断ってはいけない
- ② 雇用者は雇用契約の中に賃金、労働時間などを明記する必要がある
- ③ 強制労働の禁止
- ④ 契約の不履行に対する違約金額、損害賠償を事前に明記する契約の禁止
- ⑤ 労働事故で怪我を負った被雇用者は治療のため出勤できない期間中の解雇は禁止
- ⑥ 解雇の際、雇用者は遅くとも解雇の30日前に、解雇することを被雇用者に告げる必要がある
- ⑦ 給料は少なくとも毎月1回、通貨で支払われる必要がある
- ⑧ 賃金は最低賃金法によって指定された金額を下回ってはいけない

## <情報③> 外国人相談窓口の電話番号、問合せ方法

### ア 掲載内容

日本語以外で相談できる窓口の電話番号、場所、問合せ方法など

### イ 理由等

既存の相談窓口の広報をすることで、相談をしやすくするため。

なお、社会生活部会のもう一つの提言である総合相談窓口（単一の電話番号による自動音声案内システム）が実現できたら、この単一電話番号を手帳の1ページ目に記載してもよいと考える。

＜情報④＞ 社会保険に関する情報

ア 掲載内容

健康保険、年金制度

イ 理由等

健康保険や年金制度のない国から来る人が多いので、制度の説明、加入義務、支払う保険料、支払われる条件、加入手続などを紹介する必要があり、また、勤務先の義務（保険料の何割を負担すべきかなど）を紹介すれば、不正行為の予防に役立つと考える。

＜情報⑤＞ 公共料金に関する情報

ア 掲載内容

公共料金（電気、ガス、水道、電話など）の通知の内容や時期、請求書・明細書の読み方

イ 理由等

公共料金を払う経験がない人が多いので、家に送られてくる通知の種類や到着時期を紹介する。また、日本語で書かれている請求書・明細書の読み方を紹介すれば、内容が理解できるので役立つと考える。

＜情報⑥＞ 緊急時の連絡先、災害・地震対策に関する情報

ア 掲載内容

事件・事故、火災、救急の通報用電話番号（110番、119番）の説明と使用方法、初期消火の方法、台風や地震対策（例えば、各市町村には避難場所が存在すること）など。日本では地震が特に多いので、災害キットの内容（水、非常食、ろうソク・懐中電灯、緊急手当てグッズなど）の例を挙げると役に立つ。

イ 理由等

日本のような警察や消防の仕組みが整備されていない国から来る人が多いため、警察や消防署への緊急通報の仕組みと使用方法を説明する。また、日本は地震や台風の多い国なので、日常的にどのような準備をしたらよいか、また災害時には近所の避難場所に逃げることを説明すると役立つと考える。

(3) 多言語情報・資料の形式と作成言語

ア 形式

これまで提供されていた多言語情報・資料は、A4版などサイズが大きく、しかも耐久性のないものが多かった。そこで、新たに多言語情報・資料を作成するに当たっては、日常生活で携帯でき、かつ長年使用できるよう、手帳型のパンフレットが適切であると考える。

具体的には、13センチメートル×7センチメートル程度の大きさが適切であ



り、カバーが<sup>つ</sup>付いているものが<sup>さいてき</sup>最適である。<sup>じょうき</sup>上記(2)の<sup>じょうほう</sup>情報を一言語<sup>ひとげんご</sup>あたり約10ページ(両面印刷)とすると、5言語でも全体でも<sup>あつ</sup>わずか4ミリメートルの<sup>けいたい</sup>厚さであり、<sup>べんり</sup>携帯に便利である。

#### イ 作成言語

<sup>じょうき</sup>上記アでは<sup>じょうほう</sup>情報提供言語を<sup>げんご</sup>5言語としたが、<sup>こんご</sup>今後、<sup>けんとう</sup>検討する<sup>ひつよう</sup>必要がある。<sup>もちろん</sup>もちろん、<sup>り</sup>理想的には<sup>ど</sup>どの国から<sup>きた</sup>来た人にも<sup>やくだ</sup>役立つように<sup>さくせい</sup>作成できることが<sup>のぞ</sup>望ましいが、<sup>さくせい</sup>作成費用や<sup>けいたいかのう</sup>携帯可能な<sup>てちょう</sup>手帳の<sup>あつ</sup>厚さという<sup>てん</sup>点を<sup>はいりよ</sup>配慮すると、<sup>げんご</sup>すべての<sup>さくせい</sup>言語で<sup>ひげんじつてき</sup>作成することは<sup>かながわけん</sup>非現実的である。そのため、<sup>がいこくせきけんみんじんこう</sup>神奈川県の<sup>こくせきじゆん</sup>外国籍<sup>じょうい</sup>県民<sup>げんごていど</sup>人口<sup>せんたく</sup>を<sup>かんが</sup>国籍順にして<sup>かんが</sup>上位5言語程度を選択したらどうかと<sup>かんが</sup>考える。

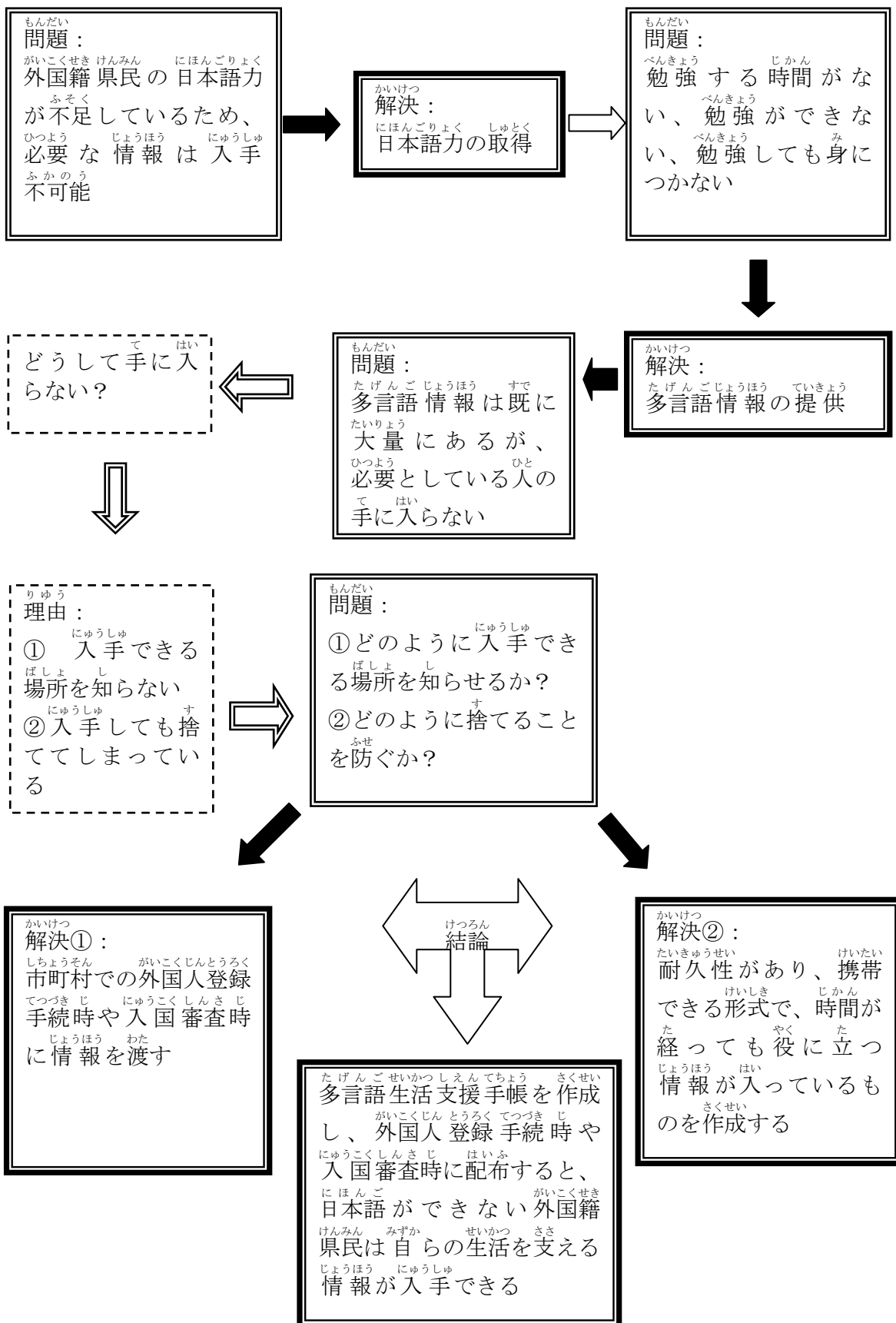
#### (4) 配布方法

<sup>さくせい</sup>作成した<sup>てちょう</sup>手帳は、<sup>しちょうそん</sup>市町村の<sup>まどぐち</sup>窓口で<sup>がいこくじんとうろくてつづき</sup>外国人登録<sup>き</sup>手続<sup>ひと</sup>に来た<sup>はいふ</sup>人に<sup>はいふ</sup>配布する。もちろん、<sup>すで</sup>既に<sup>にゆうこく</sup>入国した<sup>がいこくじん</sup>外国人のためにも、<sup>てちょう</sup>手帳は<sup>しちょうそん</sup>市町村の<sup>まどぐち</sup>窓口などに<sup>お</sup>置けばよい。

なお、<sup>てちょう</sup>手帳の<sup>ないよう</sup>内容が<sup>ぜんこくきょうつう</sup>全国共通の<sup>じょうほう</sup>情報になればどこにも<sup>お</sup>置けるものである。その場合は、<sup>ばあい</sup>空港等での<sup>くうこうとう</sup>入国審査時に<sup>がいこくじん</sup>外国人に<sup>わた</sup>渡すのが一番<sup>いちばん</sup>よいと<sup>かんが</sup>考える。これは、<sup>にゆうこくじ</sup>入国時には<sup>かなら</sup>必ず<sup>にゆうこくしんさてつづき</sup>入国審査<sup>へ</sup>手続を経る必要があるため、<sup>じょうほう</sup>情報<sup>ひつよう</sup>が必要な<sup>はいふ</sup>すべての<sup>がいこくじん</sup>外国人に<sup>こうりつてき</sup>効率的に<sup>はいふ</sup>配布することができるからである。飛行機や船の中で<sup>わた</sup>渡される<sup>がいこくじんにゆうこくきろく</sup>「外国人入国記録」の<sup>とこうもくてきらん</sup>渡航目的欄で<sup>しょうよう</sup>「商用」を<sup>せんたく</sup>選択した<sup>ひと</sup>人と<sup>にほんたいざいよてい</sup>日本滞在<sup>きかん</sup>予定<sup>ちやうき</sup>期間が<sup>ひと</sup>長期である<sup>にゆうこくしんさかん</sup>人に、<sup>わた</sup>入国審査官が<sup>しよく</sup>渡す<sup>そうてい</sup>仕組みを<sup>そうてい</sup>想定している。(ただし、<sup>がいこくじんにゆうこくきろく</sup>「外国人入国記録(再入国用)」には<sup>とこうもくてきらん</sup>渡航目的欄がないので、この場合は<sup>ばあい</sup>入国<sup>しんさかん</sup>審査官の<sup>さいりよう</sup>裁量で<sup>はいふ</sup>配布されることとなる<sup>かのうせい</sup>可能性が高い。)

いずれにせよ、<sup>せいかつ</sup>生活する<sup>うえ</sup>上で<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>きほんてき</sup>基本的な<sup>じょうほう</sup>情報は、<sup>にゆうこく</sup>入国後<sup>ご</sup>できるだけ<sup>はや</sup>早く<sup>はいふ</sup>配布<sup>ほう</sup>した<sup>かんが</sup>方がよいと<sup>かんが</sup>考える。

べつず がいこくせきけんみん む たげん ごせいかつしえんてちよう けんとうけい  
別図 外国籍県民向けの多言語生活支援手帳の検討経緯



## 2 提言以外で協議・提案された意見

以下の意見につきましては、第6期会議の中で外国籍県民に関する問題として取り上げ、協議を行ってきたものの、提言として提出するための十分な議論を重ねることができなかつたものです。しかし、これら協議・提案された意見は、どれも重要かつ切実な問題に係る内容となっております。

県におかれましては、これらについても提言同様に関心を深めていただきたいと願っています。また、今後の外国籍県民かながわ会議での協議や活動への一助として、活用していただきたいと思います、最終報告に掲載することとしました。

(1) 日本語を母語としない児童・生徒への日本語教育支援の問題点及び改善策について

ア 外国籍児童・生徒への支援の充実と担当教員への負担軽減を図るために、5人未満在籍校にも専任の日本語指導者を置くことを制度化する。

イ 日常会話と初歩的な読み書き能力のみでは授業についていくことは難しく、各教科内容の理解に必要な学習言語まで踏み込んだ指導が必要となるので、最低1年間は日本語指導を続ける必要がある。

ウ 中学校では担当教員が教科ごとに異なるので、学校が指定する教員が外国籍児童・生徒のすべての情報を掌握する体制をつくる必要がある。

(2) 15歳以下の義務教育年齢の外国籍児童・生徒の学年編入に関して、日本人同様、年齢主義を見直す。

(3) 外国籍生徒の高校進学機会を拡充するためにも、現行の公立高校の在県外国人特別募集枠を大幅に拡大するとともに、応募規定の「入国3年以内」の要件を緩和する。

### 3 会議活動状況

#### (1) 会議開催状況 (本会議12回、予備会議3回)

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
1	2008. 11. 24 (月曜日) ちきゅうしみん 地球市民かな がわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かながわ 国際政策推進懇話会会長からの講話</li> <li>・ 事務局から、会議の目的や運営方法（会議設置要綱、会議運営要領、傍聴要領）などを説明</li> <li>・ 委員名簿の県ホームページへの公表について決定</li> <li>・ 事務局から、地方自治の仕組みと過去の提言内容を説明</li> <li>・ 次回の会議日程を決定</li> </ul> <p>※会議に先立ち、委員委嘱式を実施</p>
2	2009. 1. 12 (月曜日) ちきゅうしみん 地球市民かな がわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の議事録は要約で作成することを決定</li> <li>・ 事務局から、過去の提言の施策化状況について説明</li> <li>・ 委員長及び副委員長を互選により決定</li> <li>・ 協議テーマについて意見交換</li> <li>・ 次回の会議日程を決定</li> <li>・ 事務局から、あーすフェスタかながわ2009の開催趣旨の説明及び企画委員募集の案内</li> </ul>
3	2009. 3. 21 (土曜日) ちきゅうしみん 地球市民かな がわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議テーマについて意見交換</li> <li>・ 今後の会議運営方法として、部会（教育文化部会及び社会生活部会）の設置を決定</li> <li>・ 希望に基づき、委員の所属する部会を決定</li> <li>・ 各部会の互選により部会長及び副部会長を決定</li> <li>・ 今後の会議日程（第4回～第6回）を決定</li> <li>・ 委員長から、あーすフェスタかながわ2009のフォーラムなどへの参加の呼びかけ</li> </ul>

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
4	2009. 4. 25 (土曜日) ちきゅうしみん 地球市民か ながわプラ ザ	<p>きょういくぶんかぶかい 教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで各委員から出された協議テーマに基づき、今後協議を進めるテーマを検討</li> <li>・外国籍県民の集住地域で活動する支援組織の聴取り調査について提案</li> </ul> <p>しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで各委員から出された協議テーマに基づき、今後協議を進めるテーマを検討</li> </ul>
5	2009. 7. 4 (土曜日) かながわけんみん かながわ県民 センター	<p>ぜんたいかいぎ 全体会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回会議で話題になった、モラレス ハイメ 委員が過去に制作したテレビ番組（録画）を鑑賞</li> </ul> <p>きょういくぶんかぶかい 教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去（第1期～第5期）の外国籍県民かながわ会議の提言内容の確認をしながら、今後協議を行うテーマを検討</li> <li>・前回提案のあった聴取り調査については、委員間の認識や方向性を深めてから実施した方が効果的であるため、当面見送りを決定</li> <li>・外国につながる子どもの学習支援についての協議の参考とするため、かながわコミュニティカレッジを実地調査することを決定</li> </ul> <p>しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで各委員から出された協議テーマに基づき、今後協議を行うテーマを検討</li> </ul>

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
6	2009. 9. 5 (土曜日) かながわ県民 センター	<p>ぜんたい かいぎ 全体会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こんご かいぎにっぺい だい かい だい かい けっぺい ・今後の会議日程（第7回～第9回）を決定</li> <li>だい かい かいぎ こくさいきょうりよく かいぎ ・第8回会議はNGOかながわ国際協力会議との ごうどうかいぎ 合同会議とすること、また、だい かい かいぎ 第9回会議はNGO かながわ国際協力会議と合同によるオープン かいぎ 会議とすることを決定</li> </ul> <p>きょういくぶんかぶかい 教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで かくいいん から だ された きょうぎ テーマに 基づ き、こんごきょうぎ すす ていげんこうもくあん せんてい 今後協議を進める提言項目案を選定</li> </ul> <p>しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで かくいいん から だ された きょうぎ テーマに 基づ き、こんごきょうぎ すす ていげんこうもくあん せんてい 今後協議を進める提言項目案を選定</li> <li>がいこくせきけんみんそうだん についての きょうぎ ふか 外国籍県民相談についての協議を深めるため、 よび かいぎ かいさい けっぺい 予備会議の開催を決定</li> </ul>
よび 予備 かいぎ 会議 <1>	2009. 9. 27 (日曜日) かながわ 県民センタ ー	<p>しゃかいせいかつぶかい よび かいぎ 社会生活部会の予備会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで かくいいん から だ された きょうぎ テーマに 基づ き、こんごきょうぎ すす ていげんこうもくあん せんてい 今後協議を進める提言項目案を選定</li> <li>じかい かいぎ がいこくせきけんみんそうだん たすき そうだんいん まね ・次回の会議に外国籍県民相談に携わる相談員を招 き、ききと ちょうさ けっぺい 聴取り調査をすることを決定</li> </ul>

かい 回	かいさいび ぼしよ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
7	2009. 11. 14 (土曜日) かながわ県民 センター	<p>ぜんたいかいぎ 全体会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• こんご かいぎについて だい かい けつてい 今後<sup>こんご</sup>の会議<sup>かいぎ</sup>日程<sup>に</sup>（第10回<sup>だい</sup>）を決定<sup>けつてい</sup></li> <li>• あーすぷらざ外国人教育相談コーディネーターか ら、外国人教育相談<sup>がいこくじんきょういくそうだん</sup>や多言語情報提供<sup>たげんごじょうほうていきょう</sup>の状況<sup>じょうきょう</sup>に ついて説明<sup>せつめい</sup>を受けた後<sup>う</sup>、質疑<sup>あ</sup>応答<sup>しつぎおうとう</sup></li> </ul> <p>きょういくぶんかぶかい 教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ていげんそあん について きょうぎ 提言<sup>ていげん</sup>素案<sup>そあん</sup>について協議<sup>きょうぎ</sup></li> <li>• さらに協議<sup>きょうぎ</sup>を深める<sup>ふか</sup>ため、予備<sup>よび</sup>会議<sup>かいぎ</sup>を開催<sup>かいさい</sup>するこ とを決定<sup>けつてい</sup></li> </ul> <p>しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• かながわけん がいこくせき けんみん そうだんいん およ 外国人教育相談<sup>がいこくじんきょういくそうだん</sup>コーディネーターから、外国籍<sup>がいこくせき</sup> 県民相談<sup>けんみんそうだん</sup>の状況<sup>じょうきょう</sup>について説明<sup>せつめい</sup>を受けた後<sup>う</sup>、質疑<sup>あ</sup>応答<sup>しつぎ</sup> おとう 応答<sup>おうとう</sup></li> <li>• ていげんそあん について きょうぎ 提言<sup>ていげん</sup>素案<sup>そあん</sup>について協議<sup>きょうぎ</sup></li> </ul>
よび 予備 かいぎ 会議 <2>	2009. 12. 16 (水曜日) かながわ けんみん 県民センタ ー	<p>きょういくぶんかぶかい よび かいぎ 教育文化部会の予備会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ていげんそあん について きょうぎ 提言<sup>ていげん</sup>素案<sup>そあん</sup>について協議<sup>きょうぎ</sup></li> </ul>

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
8	2010. 1. 9 (土曜日) ちきゅうしみん 地球市民かな がわプラザ	<p>NGO かながわ国際協力会議との合同会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国籍県民かながわ会議と NGO かながわ国際協力会議の提言素案などについて意見交換</li> <li>・ 外国籍県民かながわ会議と NGO かながわ国際協力会議が共同で提言することについては今後検討することを決定</li> </ul> <p>教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言素案について協議</li> </ul> <p>社会生活部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言素案について協議</li> </ul> <p>全体会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回のオープン会議における各委員の役割分担を決定</li> </ul> <p>※閉会后、委員有志が次回オープン会議のリハーサルを実施</p>
9	2010. 2. 14 (日曜日) ちきゅうしみん 地球市民かな がわプラザ	<p>オープン会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの協議内容を説明し、来場した県民の方から意見を聴くため、NGO かながわ国際協力会議と合同でオープン会議を開催</li> <li>・ 主催者を代表して NGO かながわ国際協力会議委員長が挨拶</li> <li>・ 外国籍県民かながわ会議委員長が会議の開催趣旨と進行方法を説明</li> <li>・ 外国籍県民かながわ会議の各提言素案を説明後、来場者から意見聴取</li> <li>・ オープン会議で出た意見を整理して発表</li> </ul>



かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
10	2010. 4. 17 (土曜日) ちきゅうしみん 地球市民かな がわプラザ	<p>ぜんたいかいぎ 全体会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• こんご かいぎにっぺい だい かい だい かい けっぺい 今後の会議日程（第11回、第12回）を決定</li> <li>• がいこくせきけんみん かいぎ 外国籍県民かながわ会議とNGOかながわ国際 きょうりょくかいぎ きょうどうていげん じっし 協力会議の共同提言は、実施しないことを決定</li> <li>• こんご さくせい ていげんあん か こ さいしゅうほうこくしよ 今後作成する提言案では、過去の最終報告書を さんこう できるかぎ か かた とういつ 参考に、できる限り書き方を統一することを決定</li> <li>• じかい だい かい さいしゅうほうこくしよ ふくだい けんとう 次回（第11回）に、最終報告書の副題を検討する けっぺい ことを決定</li> </ul> <p>きょういくぶんかぶかい 教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• かいぎ ほっぴょう ていげんそあん たい らいじょうしゃ オープン会議で発表した提言素案に対して来場者 だ 出された いけん などを ふ 踏まえて、 ていげんあん さくせい 意向の作成 む に向けた きょうぎ 協議</li> </ul> <p>しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• かいぎ ほっぴょう ていげんそあん たい らいじょうしゃ オープン会議で発表した提言素案に対して来場者 だ 出された いけん などを ふ 踏まえて、 ていげんあん さくせい 意向の作成 む に向けた きょうぎ 協議</li> </ul>

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
11	2010. 7. 31 (土曜日) かながわ県民 センター	<p>ぜんたい かいぎ 全体会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さいしゅうほうこくしょ こうせい きょうぎ ・最終報告書の構成について協議</li> <li>ていげん いがい しりょう ていげん いた ・提言以外の資料として、提言に至らなかったが ぶかい ぎろん ないよう こうもく ついか 部会で議論した内容を項目として追加することを けつてい 決定</li> <li>さいしゅうほうこくしょ かくこうもく しつびつせきにしや けつてい ・最終報告書の各項目の執筆責任者を決定</li> <li>さいしゅうほうこくしょ ふくだい きょうぎ ・最終報告書の副題について協議</li> </ul> <p>きょういくぶんかぶかい 教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ていげんあん きょうぎ ・提言案について協議</li> <li>きょうぎ ふか よ び かいぎ かいさい ・さらに協議を深めるため、予備会議を開催するこ とを けつてい 決定</li> </ul> <p>しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ていげんあん きょうぎ ・提言案について協議</li> </ul>
よ び 予備 かいぎ 会議 <3>	2010. 8. 7 (土曜日) かながわ 県民センタ ー	<p>きょういくぶんかぶかい よ び かいぎ 教育文化部会の予備会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ていげんあん きょうぎ ・提言案について協議</li> </ul>
12	2010. 9. 25 (土曜日) かながわ県民 センター	<p>ぜんたい かいぎ 全体会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さいしゅうほうこくしょあん きょうぎ ・最終報告書案について協議</li> <li>さいしゅうほうこくしょ ふくだい けつてい ・最終報告書の副題を決定</li> </ul>

ちょうさかつどう  
**(2) 調査活動**

かい 回	ちょうさび ばしょ 調査日・場所	おも ちょうさないよう 主な調査内容
1	2009. 8. 21 (金曜日) かながわけんみん センター	・ かながわコミュニティカレッジ「外国につながる子ども の学習支援者養成講座」を教育文化部会が視察し、中 学校における日本語初期指導における支援方法について 現地調査を行った。
2	2009. 11. 14 (土曜日) かながわけんみん センター	・ 外国人教育相談や多言語情報提供の状況につい て、全体会議において、あーすぷらざ外国人教育 相談コーディネーターから聴き取った。
3	2009. 11. 14 (土曜日) かながわけんみん センター	・ 外国籍県民相談の状況について、社会生活部会におい て、神奈川県外国籍県民相談員及びあーすぷらざ外国人 教育相談コーディネーターから聴き取った。

**(3) 広報活動**

かつどう じき 活動時期	おも かつどうないよう 主な活動内容
2010. 1 月	・ オープン会議 (2010年 2 月 14 日) のチラシ作成・発行

4 参考資料

(1) 県内外国人登録者数の推移

外国人登録者市(区)町村別主要国籍(出身地)別人員調査表(2009(平成21)年12月31日現在)

	全国籍 合計	国籍(出身地)数													
		中国	韓国・ 朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペルー	インド	米国	タイ	インドネシア	英国	インドネシア	カンボジア	ロシア	その他 150カ国
県合計	175,014	55,691	34,331	19,081	12,780	8,341	5,767	5,436	4,343	3,426	1,818	1,633	1,561	1,359	19,447
横浜市	79,250	33,053	15,924	7,121	3,556	1,658	1,855	2,589	1,528	1,370	962	692	354	97	8,491
鶴見区	9,550	2,928	1,897	995	1,519	518	100	123	133	236	41	72	3	1	984
神奈川区	4,873	2,250	1,183	385	84	38	36	153	69	75	48	49	14	3	486
西区	3,390	1,750	690	192	24	44	8	108	65	40	63	16	1	0	389
中区	16,279	8,850	2,800	941	149	44	26	814	291	305	395	45	23	2	1,594
南区	7,630	3,424	1,937	1,068	21	64	39	101	256	86	41	64	6	1	522
港南区	2,262	856	589	258	70	19	56	71	61	23	21	23	1	1	213
保土ヶ谷区	4,211	2,216	788	359	36	3	71	82	55	150	27	55	8	9	352
旭区	2,246	856	518	273	25	38	69	61	62	5	25	16	65	5	228
磯子区	3,716	1,592	718	325	414	158	14	99	61	43	26	25	3	2	236
金沢区	2,663	686	490	241	224	429	99	95	70	21	18	44	1	0	245
港北区	5,304	1,600	1,246	499	172	44	99	271	110	85	91	78	1	3	1,005
緑区	2,537	984	401	353	231	51	33	56	46	58	13	41	4	6	260
青葉区	3,631	1,229	925	197	51	35	12	227	69	51	72	52	1	2	708
都筑区	2,696	529	558	335	223	27	57	99	40	73	29	25	2	7	692
戸塚区	3,271	1,464	544	292	211	65	120	113	52	98	21	47	8	6	230
栄区	1,004	340	253	110	26	10	71	52	25	6	14	3	2	1	91
泉区	2,571	1,021	181	143	43	33	762	38	27	11	8	10	134	36	124
瀬谷区	1,416	478	206	155	33	38	183	26	36	4	9	27	77	12	132
川崎市	32,587	10,306	9,349	3,911	1,311	610	581	814	606	1,238	318	313	35	14	3,181
横須賀市	5,011	778	1,024	1,293	362	391	106	437	108	10	29	59	10	1	403
平塚市	4,697	670	473	685	1,105	231	179	66	124	22	13	49	247	190	643
鎌倉市	1,257	247	350	87	17	8	12	167	38	13	59	15	0	2	242
藤沢市	6,105	1,018	913	443	885	794	322	208	193	44	100	79	51	28	1,027
小田原市	1,904	509	393	428	230	46	28	34	43	6	18	24	1	2	142
茅ヶ崎市	1,548	363	345	239	105	33	21	87	39	17	54	24	8	2	211
逗子市	438	58	135	46	5	3	0	72	11	11	19	3	1	0	74
相模原市	11,174	3,467	2,077	1,702	483	319	248	301	384	164	87	117	302	138	1,385
三浦市	268	66	54	49	9	0	0	21	3	0	3	32	1	0	30
秦野市	3,587	691	223	146	757	463	333	41	92	16	17	22	93	160	533
厚木市	6,020	1,125	611	538	666	974	659	83	182	165	18	22	97	212	668
大和市	6,383	1,128	1,019	848	410	1,084	493	127	203	80	17	36	171	116	651
伊勢原市	1,577	429	125	178	211	91	224	25	32	31	8	6	18	7	192
海老名市	2,160	386	296	209	207	142	136	49	130	157	35	14	12	56	331
座間市	2,503	496	383	399	209	147	80	123	87	28	13	23	16	26	473
南足柄市	332	98	47	32	85	3	4	4	7	0	3	0	1	0	48
綾瀬市	3,217	268	198	240	935	263	340	46	320	21	2	26	70	269	219
葉山町	251	26	46	22	1	2	0	66	10	0	28	3	0	1	46
寒川町	716	83	62	77	143	69	83	7	35	5	2	38	1	1	110
大磯町	143	27	27	32	1	0	0	18	10	0	3	1	1	2	21
二宮町	179	25	21	24	34	17	0	16	3	6	2	0	4	0	27
中井町	113	6	10	8	44	35	0	1	1	0	0	0	0	0	8
大井町	58	26	8	8	10	1	0	1	2	0	0	1	0	0	1
松田町	62	10	13	14	9	1	0	1	1	0	0	1	0	1	11
山北町	70	28	7	13	2	0	10	2	7	0	1	0	0	0	0
開成町	142	38	14	25	43	13	0	2	2	0	1	1	0	0	3
箱根町	190	36	35	24	43	4	2	7	1	7	3	9	0	1	18
真鶴町	75	37	11	12	5	0	0	4	0	0	0	1	0	0	5
湯河原町	327	34	98	72	8	73	2	6	5	3	2	2	1	0	21
愛川町	2,649	157	39	152	876	866	49	10	136	12	1	20	66	33	232
清川村	21	2	1	4	13	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

神奈川県県民部国際課調べ

○外国人登録者数の推移（毎年12月31日現在）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
県合計 (人)	47,279	77,351	104,882	123,179	157,947	160,600	167,601	174,352	175,014
指数	100.0	163.6	221.8	260.5	334.1	339.7	354.5	368.8	370.2
増減 (人)	5,615	30,072	27,531	18,297	5,674	2,653	7,001	6,751	662
増減率 (%)	13.5	63.6	35.6	17.4	3.7	1.7	4.4	4.0	0.4

注 1： 指数は、1985年の外国人登録者数を100とした場合の値

注 2： 増減数及び増減率は、1985～2000年は5年前との比較、2005年以降は前年との比較による値

神奈川県国際課調べ

○外国人登録者の国籍（出身地）数の推移（毎年12月31日現在）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
県合計	100	119	153	154	166	165	166	161	163
増減	3	19	34	1	4	-1	1	-5	2

注： 増減数は、1985～2000年は5年前との比較、2005年以降は前年との比較による値

神奈川県国際課調べ

○外国人登録者数の上位5国籍（出身地）の推移（毎年12月31日現在）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
1位 (人) (%)	韓国・ 朝鮮 30,337 64.2	韓国・ 朝鮮 33,443 43.2	韓国・ 朝鮮 32,960 31.4	韓国・ 朝鮮 33,453 27.2	中国 40,711 25.8	中国 43,355 27.0	中国 47,697 28.5	中国 52,430 30.1	中国 55,691 31.8
2位 (人) (%)	中国 7,230 15.3	中国 13,806 17.8	中国 20,175 19.2	中国 27,389 22.2	韓国・ 朝鮮 34,205 21.7	韓国・ 朝鮮 34,317 21.4	韓国・ 朝鮮 34,742 20.7	韓国・ 朝鮮 34,990 20.1	韓国・ 朝鮮 34,331 19.6
3位 (人) (%)	米国 2,943 6.2	ブラジ ル 8,143 10.5	ブラジ ル 14,471 13.8	ブラジ ル 12,565 10.2	フィリ ピン 17,643 11.2	フィリ ピン 18,247 11.4	フィリ ピン 18,802 11.2	フィリ ピン 19,191 11.0	フィリ ピン 19,081 10.9
4位 (人) (%)	フィリ ピン 968 2.0	フィリ ピン 4,040 5.2	フィリ ピン 7,648 7.3	フィリ ピン 12,040 9.8	ブラジ ル 14,630 9.3	ブラジ ル 13,743 8.6	ブラジ ル 13,756 8.2	ブラジ ル 13,925 8.0	ブラジ ル 12,780 7.3
5位 (人) (%)	英国 710 1.5	米国 4,035 5.2	ペルー 6,110 5.8	ペルー 6,920 5.6	ペルー 8,842 5.6	ペルー 8,661 5.4	ペルー 8,783 5.2	ペルー 8,741 5.0	ペルー 8,341 4.8

注：数値の上段は、国籍（出身地）別の外国人登録者数。下段は、外国人登録者数全体に占める構成比。

神奈川県国際課調べ

## (2) 外国籍県民かながわ会議設置要綱

### (設置目的)

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

### (構成等)

第3条 外国籍県民会議は、次のいずれにも該当する者の中から、知事が委嘱する委員20人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
  - (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録をしている者で、神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
  - (3) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
  - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

### (委員長及び副委員長)

第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (運営等)

第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

- 2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定に

より、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

#### (委員の責務)

第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。

2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (推進体制)

第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。

2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。

4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

#### (庶務)

第8条 外国籍県民会議の庶務は、県民局くらし文化部国際課において処理する。

#### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。



### (3) 外国籍県民かながわ会議運営要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づき、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

#### (開催等)

第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

#### (使用言語)

第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行することができる。

#### (傍聴)

第4条 外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議傍聴要領」において定める。

#### (部会)

第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

3 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

#### (NGOかながわ国際協力会議等との連携)

第6条 外国籍県民の運営にあたっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

2 外国籍県民会議の運営にあたっては、別に定めるNGOかながわ国際協力会議、かながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

#### (解嘱の申出)

第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(3) 転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項第2号の要件に該当しなくなったとき。

(4) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで  
(補充の申出)

だい じょう いいん けつていん しょう ぼあい いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ はか ほじゅう  
第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充  
を知事に申し出ることができる。

いにん  
(委任)

だい じょう しょうりよう さだ ひつよう じこう いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ  
第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に  
諮って定める。

ふ そく  
附 則

- 1 この要綱は、平成10年11月21日から施行する。
- 2 平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回  
程度」とあるのは、「4回程度」とする。

ふ そく  
附 則

この要領は、平成18年12月23日から施行する。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### (4) がいこくせきけんみん かいぎ ぼうちよう しょうりよう 外国籍県民かながわ会議傍聴要領

しゆし  
(趣旨)

だい じょう がいこくせきけんみん かいぎ がいこくせきけんみん かいぎ  
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」とい  
う。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

ぼうちようせき くぶん  
(傍聴席の区分)

だい じょう ぼうちようせき いっぽんせきおよ ほうどうかんけいしゃせき わ  
第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

ぼうちようにん けつていとう  
(傍聴人の決定等)

- だい じょう いっぽん ていじん にんいんない  
第3条 一般の定員は、10人以内とする。
- 2 外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、  
時間に集合させるものとする。
  - 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴  
希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定す  
る。

ぼうちようせき にゆうじよう もの  
(傍聴席に入場することができない者)

だい じょう つぎ もの ぼうちようせき にゆうじよう  
第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) けつてい ぼうちょうにんがい もの  
決定した傍聴人以外の者
- (2) しんぎ ぼうがい また たにん めいわく およ あき みと  
審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められ  
る者

ぼうちょうにん まも じこう  
(傍聴人の守るべき事項)

だい じょう ぼうちょうにん かいぎ ちつじょ みだ また しんぎ ぼうがい こうい  
第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をして  
はならない。

しゃしん えいが とう きつえいおよ ろくおんとう きんし  
(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

だい じょう ぼうちょうにん かいじょう しゃしん えいが とう きつえい また  
第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は  
ろくおんとう  
録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限り  
ではない。

ちつじょ い じ  
(秩序の維持)

だい じょう しいんちよう かいぎ えんかつ うんえい ほか ぼうちょうにん ひつよう し じ また  
第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又  
は事務局の職員に指示させることができる。

2 しいんちよう ぜんこう し じ また じむきょく しょくいん し じ  
委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、  
ぼうちょうにん し じ したが ぼうちょうにん たいじょう  
傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

じっしさいもく  
(実施細目)

だい じょう じょうりよう さだ じこう しいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ ほか さだ  
第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

ふ そく  
附 則

この要綱は、ようこう へいせい ねん がつ にち しこう  
平成18年12月23日から施行する。

5 外国籍県民かながわ会議第6期委員名簿

しめい 氏名	ざいじゅう ざいきんち 在 住 ・ 在 勤 地	こくせき しゅつしんち 国 籍 ( 出 身 地 )
おう けんこん 王 乾坤	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	ちゅうごく 中 国
すう ぎょうか 鄒 曉華	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	
ちよう とう 張 濤	かわさきしざいじゅう 川崎市在 住	
ちよう ほうは 張 鳳波	あつぎしざいじゅう 厚木市在 住	
りー けん 李 憲	はだのしざいじゅう 秦野市在 住	
こん りよんすん きょういくぶん かぶかいちよう 孔 連 順 ( 教 育 文 化 部 会 長 )	ず し しざいじゅう 逗子市在 住	かんこく ちょうせん 韓 国 ・ 朝 鮮
そ さふあん 徐 史晃	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	
ちえ よんぞん ふくいんちよう 崔 英善 ( 副 委 員 長 )	さがみはらしざいじゅう 相模原市在 住	
ちよん ちえうおん いいんちよう 鄭 採 源 ( 委 員 長 )	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	
たなみ ノビー (しゃかいせいかつぶかいちよう) 多並 ノビー ( 社 会 生 活 部 会 長 )	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	フィリピン
みやじま ジヤネット 宮嶋 ジヤネット	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	
はしもと ひできち 橋本 秀吉	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	ブラジル
ラミレス モリーヨ ウィルソン アンテロ	かまくらしざいじゅう 鎌倉市在 住	ペルー
ジェーソン アンドレス (ふくいんちよう) ジェーソン アンドレス ( 副 委 員 長 )	かわさきしざいじゅう 川崎市在 住	べいこく 米 国
グエン テイ ミン タオ	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	ベトナム
グエン トウン タン	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	
モラレス ハイメ	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	ボリビア
アセーラ ダンミカ カタンワラ	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	スリランカ
ジ ル ゴ ー リ Gilles Gaury	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	フランス

注：在 住 ・ 在 勤 地 は、就 任 時 の も の を 記 載

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
外国籍県民かながわ会議（第6期）最終報告

みんながえがおのかながわ  
～ たぶんかきょうせい いっぽぜんしん 多文化共生へ一歩前進 ～

2010（平成22）ねん がつ  
年10月

がいこくせきけんみん かながわ かいぎじむきょく かながわけんけんみんきょく ぶんかぶこくさいか  
外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県県民局 暮らし文化部国際課

ゆうびんぼんごう  
郵便番号 231-8588

しよざいち かながわけんよこはましなかくにほんおどおり  
所在地 神奈川県横浜市中区日本大通 1

でんわ  
電話 045-210-3748

ファクシミリ 045-212-2753

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/index.html>